

第5章

具体的な施策の目標

第1目標 「子ども・若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか」「えひめ」

①-1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

第2目標 「子ども・若者に温もりのある暮らし」を保障する「えひめ」

②-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

②-3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

②-4 こどもの貧困対策

②-5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

②-6 児童虐待防止対策と社会的養育の推進及びヤングケアラーへの支援

②-7 不登校・ひきこもり等への支援

②-8 その他の配慮が必要な子ども・若者の支援

第3目標 「親子に安心な生活環境」を提供する「えひめ」

③-9 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

第4目標 「命の誕生」が心から祝福される「えひめ」

④-10 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の提供

第5目標 「希望する教育と育ち」が受けられる「えひめ」

⑤-11 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

第6目標 「希望する教育と自立」を支援する「えひめ」

⑥-12 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

⑥-13 居場所づくり

⑥-14 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

⑥-15 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

⑥-16 いじめ防止

⑥-17 不登校の子どもへの支援

⑥-18 校則の見直し

⑥-19 体罰や不適切な指導の防止

⑥-20 高校中退の予防、高校中退後の支援

第7目標 「修学・地域活動・就労・家庭生活を持つことで、ライフキャリアや子育てに夢」 が感じられる「えひめ」

⑦-21 高等教育の修学支援、高等教育の充実

⑦-22 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

⑦-23 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

⑦-24 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

第8目標 「家庭・地域の愛情」で育む「えひめ」

⑧-25 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

⑧-26 地域子育て支援、家庭教育支援

⑧-27 ひとり親家庭への支援

第9目標 「子育てと仕事の両立」を実現する「えひめ」

⑨-28 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

第5章 具体的な施策の目標

〔ライフステージ全期間〕

第1目標 こども・若者の最善の利益を第一に考える 「こどもまんなか」「えひめ」

【現状と課題】

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達
の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に接する機会が確保されていること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達
の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げら
れています。

一方で、国の調査によると、「自分自身に満足している」こども・若者の割合は半数を下回
り、諸外国と比べて我が国のこども・若者の自己肯定感や幸福度は低いとされています。

本県のこども施策の推進にあたっては、こども・若者を権利の主体として認識し、その多
様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、最善の利益が優先されるよう、こどもや若者、子
育て当事者の視点に立ち、これら関係者の意見を聴き、対話しながら進めていくことが重要
です。

【具体的な施策】

①-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

① こども・若者の権利に関する普及啓発

○すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容についての理解を
深め、こどもが自らの権利に関する理解を促進するための情報提供を行うとと
もに、民間団体等と連携して、こども・若者が権利の主体であることを広く周
知・啓発を行います。

② こども・若者から意見聴取

◎こども・若者を将来を担うというだけの存在ではなく、今を生きる県民として
捉え、こども・若者等の意見を聴きながら、こども施策をとともに進めていきま
す。

○施策の対象者や施策が影響するこども・若者を考えて意見を聴く対象を決め、
特定の属性に偏らないように留意します。

③ 社会参画・意見反映を支える環境整備

◎こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進め、こどもや若者が意
見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場とともに、意見を引き出す
ファシリテーター等の人材確保に努めます。

○また、児童館やこども食堂などの多様な居場所のほか、社会教育施設、民間団
体等と連携して、地域におけるこども・若者の社会参画・意見反映の拠点とな
りうる環境整備を進めます。

④ 社会的養護に係るこどもの権利擁護の環境整備

○児童相談所が支援に関わるこどもや、里親や児童養護施設等の社会的養護で暮
らすこどもの権利擁護を図るため、こどもの意見表明を支援するなど、こども
の権利擁護の環境整備を進めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
01	「こども施策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	20.3% (R5 全国調査)	70.0% (R8)	少子化対策・ 男女参画室